　1001-00-01



一般社団法人日本原子力学会

部会等運営委員会メール審議細則

平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会承認

（目的）

第１条　本細則は，部会等運営委員会規程（1001）第12項第２項の定めにもとづき，部会等運営委員会（以下，「委員会」という）の円滑な決議および次回委員会までの必要事項の審議を効率的に運営することを目的として，メール審議のルールを定めるものである。

（委員会メール審議可否の判断要請）

第２条　メール審議を求めたい案件の担当委員は，委員長または副委員長（委員長不在の場合）に案件の審議可否の判断を要請する。

２　原則として，定常的な案件（単純な可否を問う事項），緊急案件および前回委員会審議事項で電子メール扱いが承認された案件に限定する。なお，メール審議においての個人情報の取り扱いに十分配慮する。

３　メール審議は，委員長または副委員長（委員長不在の場合）の名のもとにおこなう。

（メール審議の発信制限）

第３条　メール審議の発信者は，原則として委員長または副委員長（委員長不在の場合）とする。第２条第２項の定常的案件については委員長の承認のもとに事務局が発信を代行できるものとする。

２　メール審議を求めたい委員は第２条第１項の判断結果の審議可案件に関し，第３条第１項の審議発信可能者にメール審議の発信を依頼する。

３　緊急案件等で，委員長または副委員長（委員長不在の場合）にメール発信を依頼する時間的余裕がない場合に限り，案件担当委員がメール審議の発信をすることができる。この場合は「緊急メール審議」である旨を明記し，発信した委員がその審議の終了までを本細則にしたがって議事運営し，審議の結果を委員長または副委員長（委員長不在の場合）へ報告する。

（審議案件の表示）

第４条　発信内容は受信者にとって，わかりやすい表示および内容とする。

２　タイトル欄の頭に，【AESJ部会等運営委員会メール審議 mm/ddまで】と表示する。なお，緊急案件の場合は，【緊急：AESJ部会等運営委員会メール審議 mm/dd まで】と表示する。

３　審議案件は明確な表現にて下記を簡潔にまとめる。

①審議案件

②審議依頼内容

③賛否回答の要請（依頼は賛成，反対を明確に表明できる構成とする。）

④回答期限（日時，時間を明確にする。）

４　メール審議はできるだけテキスト（文章）送付とし資料添付は避ける。どうしても資料添付が必要な場合はその容量に留意する。

５　メール審議に必要な資料は，事務局より委員および特別委員に送付する。

（回答期限の設定）

第５条　緊急メール審議を除き，第２条の審議可判断後，原則として1週間以上の審議期間を設ける。

２　回答受付の締切時刻を設定する。

（メール審議参加者）

第６条　委員会のメール審議に参加するものは，委員および特別委員とする。

（回答の返信）

第７条　メール審議を求められた委員および特別委員は，その回答を発信者に返信し，事務局に写しを送る。審議内容により，各審議者の賛否意見の全委員および特別委員への周知が必要と判断される場合は，発信者の判断により，賛否結果を全委員および特別委員に配信するものとする。

（棄権認定）

第８条　回答がない場合は棄権とみなす。

（決議）

第９条　委員会委員の在任数の半数以上の返信の場合にメール審議が成立したとみなす。委員および特別委員の棄権を除いた有効数の過半数の承認を持って決議とする。可否同数の場合は委員長の判断による。

（メール審議結果の送付）

第10条　第３条第１項のメール審議発信者は審議案件の成否結果を委員，特別委員および事務局宛に送付する。

（メール審議の保管）

第11条　メール審議にかかわるメールは，幹事が保管する。

（委員会報告）

第12条　メール審議した案件は，その後に開催される委員会で審議項目・結果を報告するものとする。

（改定）

第13条　本細則の改定は，部会等運営委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成19年11月22日　第2回部会等運営委員会　部会等運営委員会内の申し合わせとして制定，同日施行

２　改定履歴

1. 申し合わせを内規に変更　平成22年8月25日　第1回部会等運営委員会承認　平成22年10月1日　第512回理事会報告
2. 平成26年10月24日　部会等運営委員会メール審議承認，平成26年11月28日　第5回理事会報告
3. 内規を細則に変更　平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会承認，平成28年6月17日　第1回理事会報告

附則

１　平成22年8月25日改定の内規は，部会等運営委員会承認の日から施行する。

２　平成26年10月24日改定の内規は，部会等運営委員会承認の日から施行する。

３　平成28年6月8日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。